

## トップアスリート強化育成事業実施要綱

### (通則)

第1条 トップアスリート強化育成事業（以下、「育成事業」という。）の実施については、予算の範囲内で行うものとし、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この育成事業は、本県における障がい者スポーツのシンボルとなるトップアスリートを強化、育成し、もって競技力の向上を図り、あわせて障がい者スポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

### (実施事業)

第3条 この育成事業では、次の事業を実施する。

- (1) 強化選手の指定
- (2) 強化支援金の支給
- (3) 強化選手の育成

### (強化指定)

第4条 この育成事業の対象者は、日本パラリンピック委員会加盟競技団体（以下「競技団体」という。）に選手登録し、次に定めるいずれかにあてはまる者とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する県内の学校（幼稚園を除く。以下「学校」という。）に在籍していること
- (2) 県内に在住していること
- (3) 県内に勤務していること
- (4) その他公益財団法人島根県障害者スポーツ協会（以下、「県協会」という。）理事長が認める者

2 実施競技がパラリンピック又はデフリンピック実施競技であり、次に定めるいずれかにあてはまる者を強化選手に指定することができる。

- (1) 日本ランキング10位以内
- (2) 当該年度を含む過去3年間に出場した全国大会等で3位以内
- (3) 競技団体から推薦があった者
- (4) その他県協会理事長が認める者

3 強化選手の指定にあたっては、県協会選手強化委員会において選考を行う。

4 強化指定の期間は3年を限度とし、指定期間中であっても前第1項に規定する事項を満たさなくなったときは指定を解除することがある。

(強化支援金)

第5条 この育成事業における強化支援金は次の区分とし、別表第1に定める金額とする。

(1) 強化選手に対する支援金

(2) 強化選手が全国規模以上の大会等(以下「大会等」という。)に参加することに対する支援金

2 前項第2号に定める大会等は、次に定めるいずれかにあてはまるものとする。

(1) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会又は各競技団体が主催する国内大会(ただし、全国障害者スポーツ大会を除く。)

(2) 各競技団体に強化選手又は育成選手に指定された場合、同団体が主催する国内合宿

(3) 各競技団体から派遣されて出場するアジア大会、世界選手権大会等国际大会

(4) パラリンピック又はデフリンピック

(5) その他県協会理事長が認める国外遠征

3 大会等参加にかかる支援金の支給回数は、当該年度において前各号に定める大会等合計5回までとする。

(強化支援金の支給申請)

第6条 強化支援金の支給を受けようとする者(未成年者である場合はその保護者。以下、「申請者」という。)は、トップアスリート強化育成事業支援金支給申請書(様式第1号)に、参加する大会等に関係する次に掲げる関係書類を添えて、県協会理事長に提出するものとする。

(1) 各競技団体強化選手又は育成選手に指定されたことを証する書類

(2) 大会等への参加が確認できる書類

2 参加予定の大会等について、申請時に参加の詳細を確認する書類が準備できない場合は予定として申請できるものとし、確認書類が準備でき次第速やかに提出するものとする。

(強化支援金の支給決定等)

第7条 県協会理事長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、支給の可否を決定し、トップアスリート強化育成事業支援金支給決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 強化支援金は、原則として口座振替により支給するものとする。

(参加報告)

第8条 強化支援金の支給を受けた者は、支給を受けた大会等終了後速やかに参加実績報告書(様式第3号)により県協会理事長に報告する。

(強化支援金の支給取消及び返還)

第9条 県協会理事長は、申請者が支給決定した大会等に参加しなかった場合は、強化支援金の支給を取り消し、又は既に支給した強化支援金の返還を申請者に命ずることができるものとする。

(強化選手の育成)

第10条 県協会理事長は、強化選手の育成事業として、強化支援金とは別に次に掲げる事項について支援することができる。

- (1) コーチ等指導者の手配
- (2) 大会等参加にかかる手配
- (3) その他県協会理事長が認めた事項

2 前項に定める事項を実施するにあたり、県協会理事長が認めた経費については強化支援金とは別に県協会が負担する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は理事長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区 分	支援金の額
第1項 強化選手	300,000円
第2項 (1) 国内大会	30,000円
(2) 国内合宿	30,000円
(3) 国際大会	50,000円
(4) パラリンピック、デフリンピック	50,000円
(5) 国外遠征	50,000円